

[illegible]

十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並びに附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三

十八年法律第四百十九号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四三年三月三〇日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第百十四条の五並びに第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

附則 (昭和四八年四月二六日法律第二三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年三月三〇日法律第一九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月三一日法律第一八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年二月三〇日法律第一一〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則 (平成元年三月三一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 軽油引取税に関する改正規定(附則第三十二條の二の改正規定中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び附則第八条(同条第三項を除く。)の規定 平成元年十月一日

附則 (平成九年三月二八日法律第九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日

附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一五年三月三二日法律第九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三二日法律第九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三二日法律第一三三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一号、第十四号、第十七号第二項及び第三項、第二十号(第二項を除く。)、第三十一号、第三十二号、第三十五号(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七号の三第二項、第三十九号、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八号、第五十条並びに第五十二条から第五十六号までの規定 令和元年十月一日

附則 (平成二八年二月二八日法律第八六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日法律第二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十八号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

附則 (令和二年三月三一日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月三〇日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三十六号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。